



福島医発第2370号(地)

平成26年11月27日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

野鳥の糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス
(H5N8亜型)の検出について

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査が、渡り鳥の飛来が始まる10月より「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき実施される旨、平成26年10月7日付け福島医発第1856号(地)にてご連絡致しました。

今般、島根県にて実施された本調査において、野鳥の糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出された旨、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課より福岡県健康医療介護部を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

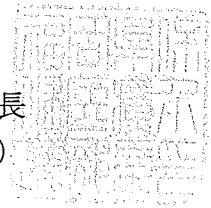
26保衛第2441号

平成26年11月17日

公益社団法人 福岡県医師会長
公益社団法人 福岡県病院協会
一般社団法人 福岡県私設病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人 福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



野鳥の糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）
の検出について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から、別添（写）のとおりの情報提供がありましたのでお知らせします。

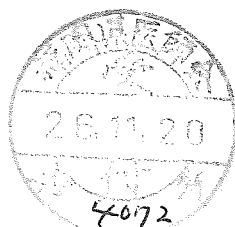
つきましては、貴会会員に対して周知をお願いします。

(担当)

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 諸藤

TEL:092-643-3268

FAX:092-643-3282





事 務 連 絡

平成 26 年 11 月 13 日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

野鳥の糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）
の検出について（情報提供）

今般、島根県において実施された調査で、野鳥の糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出されましたので、お知らせします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥類やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられています。引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）等に基づき、野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いします。

別添 1：環境省による公表資料

別添 2：農林水産省による公表資料



報道各社御中 ← 環境省広報室

島根県で採取された渡り鳥糞便における鳥インフルエンザ検査状況等について
(H26.11.13)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	島根県	安来市	渡り鳥糞便	11/3 採取			11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型)と判明	11/13指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【今回の案件 (No.1) について】

1 主な経緯等

(1) 渡り鳥糞便の採取地点
島根県安来(やすぎ)市

(2) 経緯

- ・ 11月13日20時、京都産業大学より、島根県において、大学で独自に行っている渡り鳥糞便調査(11月3日に採取)により、コハクチョウの糞便2検体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出された旨報告があった。
- ・ 同日、糞便採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル2として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (3) 野鳥緊急調査チームの派遣準備を開始。
- (4) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載)に基づき適切に対応。



【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方につい

て」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)
に十分留意されるようお願いします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成26年11月13日(木)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：堀内 洋 (内線6470)

鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)

事 務 連 絡
平成 26 年 11 月 13 日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家 畜 防 疫 対 策 室 長

島根県で採取された野鳥の糞便からの高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）の検出について

平素より家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

今夜、環境省から、京都産業大学の調査により、島根県安来市において、11 月 3 日に回収されたコハクチョウの糞便 2 検体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出されたとの連絡がありました。

今秋以降、本病のウイルスが、我が国で野鳥において初めて確認された事例であり、これまで以上に家きん飼養農場へのウイルスの侵入を警戒する必要があります。

つきましては、先日発出した「平成 26 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 26 年 9 月 4 日付け 26 消安第 2841 号農林水産省消費・安全局長通知）を再度御確認いただき、今後、より一層緊張感をもって、家きん飼養者に対する本病の注意喚起及び飼養衛生管理基準の遵守、異状家きんの早期発見・通報等についての指導の徹底をしていただきますようお願いいたします。



健感発第1001001号

平成20年10月1日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について

本年4月より我が国で確認されたハクチョウにおける鳥インフルエンザ（H5N1）の発生を踏まえ、今般、環境省自然環境局より、別添1のとおり「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」の作成について通知があったので、お知らせします。貴職におかれては、野鳥での高病原性鳥インフルエンザ（主として亜型がH5及びH7のA型インフルエンザウイルスによる感染をいう。）に係る各都道府県の鳥獣行政担当部局等による監視体制並びに発生時の対応等についてご了知いただくとともに、関係者へ周知いただくようお願いいたします。

またこの度、特に野鳥において鳥インフルエンザの発生が確認された場合の対応を迅速に行うため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号当職通知）を補完する対応マニュアルを別添2のとおり定めたので、引き続き、関係部局及び関係機関との連携を密に本病への対応に万全を期されますようお願いいたします。

**鳥インフルエンザの感染が疑われる
死亡野鳥等を発見した場合の対応について
－厚生労働省－**

平成 20 年 10 月 1 日

この規定は、国内の野鳥において鳥インフルエンザ(H5N1)が発生に備えた対応について、特に関係省庁との連携、接触者調査、感染予防のための注意喚起等の対応に関しての留意事項を示すものであり、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について」(平成 18 年 12 月 27 日付健感発第 1227003 号本職通知)を補完するものである。

I 通常時における体制整備

1. 関係機関の役割

(1) 厚生労働省の役割

厚生労働省は、鳥インフルエンザ(H5N1)の人への感染予防の観点から、環境省、農林水産省等の関係省庁と連携し、鳥類での本病の発生状況を把握し、都道府県及び保健所を設置する市又は特別区(以下、「都道府県等」という。)に対し、適切な対応について必要な助言を行うとともに、必要に応じて疫学調査等を実施する。また、複数の都道府県等で発生した場合等の措置が円滑に講じられるよう、必要に応じて都道府県等間の連絡調整を行う。

(2) 都道府県等の役割

都道府県等衛生部局は、インフルエンザ(H5N1)の人への感染予防の観点から、鳥獣保護部局、家畜衛生部局及び教育部局等の関係部局と連携し、鳥類での本病の発生状況を把握し、感染鳥類及びその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)の接触者への健康調査等の積極的疫学調査、防疫作業従事者等への基本的な感染予防対策(手洗い、うがいの励行等)、個人防護具(Personal protective equipment; PPE)(以下「PPE」という。)の適切な着用に関する指導及び必要に応じた物件への措置を実施する。

2. 関係部局間の連絡体制の整備

(1) 関係省庁との情報共有

厚生労働省は、関係省庁が鳥類の異常死等鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われる疫学情報等を入手した場合には、速やかに情報提供が行われるよう日頃から関係省庁との連絡体制の整備等、緊密な連携を図っておくものとする。

(2) 都道府県等における関係部局との情報共有

都道府県等衛生部局は、鳥類の異常死、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生に関する疫学的状況が判明するなど、関係部局が同疾病に関する情報

を入手した場合には、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について」(平成18年12月27日付健感発第1227003号本職通知)(以下、「課長通知」という。)の第6に基づき、速やかに情報提供が行われるよう、日頃から関係部局等と緊密な連携を図ること。また、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われる等の情報を入手した場合には、(3)の規定により速やかに厚生労働省に報告するとともに、関係部局等に対しても情報提供を行われないこと。

(3) 他の都道府県等、国等との情報共有

都道府県知事等は、課長通知の第6に基づき、Ⅲ2(1)による積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ、調査の過程においても、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生状況、動向等を含む調査結果について関係する都道府県知事等との間で共有するとともに、感染症法第15条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告を行うこと。

また、鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が都道府県等の区域を越えて発生し、または発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣は、感染症法第63条の2の規定に基づき、積極的疫学調査の実施について必要な指示を行うものであること。

3. 野鳥等からの感染予防

(1) 厚生労働省及び都道府県等

厚生労働省及び都道府県等衛生部局は、課長通知の第2の3に基づき、野鳥はどのような病原体を保有しているか分からないことから、死亡又は衰弱した野鳥を発見した場合は以下のことに留意するよう、日頃から関係省庁や関係部局に対して周知するとともに、住民や観光客等に対して、ホームページや広報等を活用して周知に努めること。

- 死亡又は衰弱した野鳥並びにその排泄物には直接触れないようにすること
- もしも死亡又は衰弱した野鳥並びにその排泄物に触れた場合には、うがいや手洗いを励行すること
- また、発熱等の健康状態に異状が認められた場合には、速やかに医療機関を受診し、死亡野鳥等との接触の機会があったことを医師に伝えること

Ⅱ 発生疑い(死亡野鳥等の発見等)から確定まで

1. 感染予防のための留意事項

厚生労働省は、環境省等から複数の野鳥等の異常死等により鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われる旨の連絡を受けた場合には、感染予防として以下のことに留意するよう死亡野鳥等の収容等を行う者等への周知に関して、連絡のあった環境省等に要請するとともに、関係都道府県等の衛生

部局に対し連絡し、同様に周知を要請する。

また、都道府県等衛生部局は、課長通知の第3に準じて、関係部局と連携して感染予防のため、以下のことに留意するよう死亡野鳥等の収容等を行う者等への周知を行う。

- (1) 鳥インフルエンザ(H5N1)の感染の有無が確認されるまでの間は、住民や観光客等が死亡野鳥等に接触しないよう死亡野鳥の収容等の措置を講じるとともに、必要に応じて死亡野鳥等の発見・収容場所の消毒等の措置に努められたいこと
- (2) 死亡野鳥等を収容する場合には、適切なPPEを着用するなど、必要な感染防御措置を講じること
- (3) 死亡野鳥等と接触した者について、鳥インフルエンザ(H5N1)の感染が確認(H5N1亜型が確定)された場合に速やかに健康観察が行えるよう、関係部局と連携して、接触者の特定作業を開始するなど、Ⅲに規定する積極的疫学調査等の準備を行うこと

Ⅲ 鳥インフルエンザの確定から対策まで

1. 鳥インフルエンザ(H5亜型)の判明

厚生労働省及び都道府県等衛生部局は、環境省等から、検査の結果、H5亜型鳥インフルエンザであると判明した旨の連絡を受けた場合には、H5N1亜型が判明した場合に備え、2に規定する措置を実施するための準備を行う。

2. 鳥インフルエンザ(H5N1)の判明

(1) 積極的疫学調査の実施

厚生労働省及び都道府県等衛生部局は、環境省等から、検査の結果、鳥インフルエンザ(H5N1)であると判明した旨の連絡を受けた場合には、課長通知の第4の1の規定に基づき、関係部局と協力連携し、感染症法第15条に基づく周辺の鳥類等の感染状況、感染原因等の調査を行うこと。また、感染鳥類又はその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)に接触したすべての者(以下「接触者」という。)について、感染鳥類等との接触の状況に関する質問を行い、接触の状況に応じ、以下の必要な調査等を実施すること。

①感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なPPEを着用していなかった者ア. 健康調査の内容

- ① インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。
- ② 感染鳥類等との直接接触後10日間(最終接触日を0日として10日目まで)は、保健所による指導のもと健康観察(1日2回の検温等)を行うよう要請すること。保健所においては可能な範囲で電話等により健康状態を聴取すること。また、接触状況を踏まえ必要に応じて、この間は公共の場所での活動を可能な限り自粛するよう要請するとともに、やむを得ず外出する際にはマスクの着用を指導すること。

鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。

- ③ 鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったこと及びこれまでに実施した検査の結果を医師に伝えるように要請すること。

- ④ その他必要と認める検査を行うこと。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

感染鳥類等との接触状況から感染の可能性が高いと判断される場合であって、予防投与について明示の同意が得られた場合には、予防投与が行われるようにすること。

②適切なPPEを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者

ア. 健康調査の内容

- ① インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。
- ② 感染鳥類等との接触の間及びその終了後10日間（最終接触日を0日として10日目まで）は、保健所による指導のもと健康観察を行い、この間に鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。
- ③ 鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったことを医師に伝えるように要請すること。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

通常の死亡野鳥等の収容等で適切なPPEを着用していた限り感染の可能性は極めて低く、予防投与の必要はないと考えられるが、感染野鳥の解剖作業に従事した場合など感染鳥類等との接触状況や、接触者に感染が疑われるなどの状況に応じて、予防投与について明示の同意が得られた場合には、予防投与が行われることが望ましい。

③感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者

ア. 健康調査の内容

鳥インフルエンザ（H5N1）の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、症状発現前10日間の鳥類等との接触状況について確認し、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与
予防投与の必要はない。

(2) 感染予防のための指導

都道府県知事等は、課長通知第4の2の規定に基づき、感染鳥類等の防疫作業に従事する者に対して、以下のことを指導すること。

- ① 作業前後の健康状態を把握すること。
- ② 作業従事に当たっては、手洗いやうがいの励行や、適切なPPEの着用等、必要な感染防御手段を講ずるよう徹底すること。
- ③ 従事に当たっては体調に十分留意すること。

(3) 接触者等に対する情報提供等

都道府県知事等は、課長通知第7の規定に基づき、接触者等に対して、鳥インフルエンザ(H5N1)の鳥類における発生の状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、マスクの着用、最寄りの保健所等への相談、医療機関での受診等についての必要な情報提供を行うこと。また、状況に応じ、相談窓口の設置等住民に対する正確な情報の提供、相談対応に努めること。

(4) その他

都道府県知事等は、課長通知第8に規定するように、積極的疫学調査の実施に当たり、「インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施等について」(平成18年11月22日付け健感発第1122001号本職通知・平成20年5月12日一部改正。以下、「課長通知の2」という。)の別添の「接触者調査票」(添付1)及び「接触者に係る体温記録用紙」(添付2)を活用することが可能であること。

3. 患者(疑似症患者を含む。)が確認された場合の対応

都道府県知事等は、課長通知第5に規定するように、Ⅲ2(1)による積極的疫学調査の結果、鳥インフルエンザ(H5N1)患者(疑似症患者を含む)が確認された場合については、課長通知の2に基づく対応を行うこと。

また、厚生労働省は、「新型インフルエンザ発生時等における対処要領」(平成20年4月内閣官房作成)のⅡに基づき、内閣情報調査室に直ちに報告するとともに、記者会見、ホームページへの掲載等により広報を行うなど必要な対応を行うものとする。